

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市横島 1 5 6 - 2
協 議 会 名	富岡南地区まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 小野 幸平

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1, 120, 000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 富岡南地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	5月上旬	
	理事会	4～5回/年	
活動費の活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	広報誌発行活動	【目的】 まちづくり協議会の活動状況を地区住民に周知するため 【効果】 地区の状況が相互にわかるようになる	かわら版の発行、主たる活動行事のチラシの発行。
	盆踊り大会	【目的】 地区住民が集い、人々の親睦・つながりを深め富岡南地区の活性化を図る。子供とふれあい思い出づくりをさせる。 【効果】地区民の交流の活発化	盆踊りの実施に併せ、カラオケ、金魚すくい、大道芸、更には焼きそば・うどん等の夜店の出店を行う。
	自主防災（避難訓練）	【目的】 地区住民の防災意識の高揚と防災知識の浸透を図る。 【効果】災害発生時の共助の意識向上	市の防災訓練への参加、消火器等を使った訓練等を行う。
	秋祭り	【目的】地区の伝統行事に参加することで住民が集い人々の親睦・つながりを深め富岡南地区の活性化を図る。子供とふれあい思い出づくりをさせる。 【効果】地区民、特に子供とおしの交流の活発化	お御輿、だんじりの運行他。
	町内清掃活動	【目的】地域内の美化に努めることで、住民のボランティア精神の醸成を図る。 【効果】地域美化意識の向上	富岡南地区内周辺の共同清掃活動。放送塔付近の樹木を伐採・整理をする。
	もちつき大会	【目的】地区住民が集い、人々の親睦・つながりを深め富岡南地区の活性化を図る。子供に杵を使ってのもちつきを体験させ、思い出づくりをさせる。 【効果】地区民、特に子供通しの交流の活発化	もちつき、トン汁の炊き出し等
	敬老活動	【目的】お年寄りとの交流を深める 当面は、敬老会の地区単独実施 【効果】地区のお年寄りの状況が分かるようになり、災害発生時などに役立つ	富岡南地区での単独の敬老会の実施とその準備

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 富岡南地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1, 120, 000	
その他収入	0	
計	1, 120, 000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	460, 800	1日2H×週3日×4週×12ヶ月×800円×2人＝460800
賃借料	120, 000	建物賃貸契約書どおり
光熱水費	0	
運営費	93, 000	
消耗品費	28, 000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	8, 000	〃
印刷製本費	3, 000	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	54, 000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	446, 200	
広報誌発行活動	25, 200	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
盆踊り大会	101, 000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
自主防災（避難訓練）	57, 000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
秋祭り	75, 000	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
町内清掃活動	29, 000	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
もちつき大会	50, 000	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
敬老活動	109, 000	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1, 120, 000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	93,000	円
---	--------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
プリンターインク	11,000	5色×2200円×1回
印刷用紙	6,000	1200円×5箱
筆記具	5,000	1式
テブラテープ	6,000	1200×5巻
計	28,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
コーヒー/お茶	4,000	2000円×2箱
ジュース	4,000	2000円×2箱
計	8,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
総会理事会資料印刷	2,000	
チラシ等印刷	1,000	
計	3,000	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
ネット接続料	30,000	2500円×12か月
代表携帯電話料金	24,000	2000×12か月
計	54,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報誌発行活動

25,200

1月

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

盆踊り大会

101,000

月

報償費

内 容	金 額	積 算
踊り指導者、大道芸のお礼	50,000	25000円×2組
計	50,000	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
団扇	30,000	150円×200枚
お茶、ジュース、コーヒー	16,000	2000円×8箱（練習と本番）
踊りを踊った人への飲み物	5,000	1000円×5箱
計	51,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

自主防災（避難訓練）

57,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
災害時用の非常食	25,000	500円×50人分
粉末消火器の詰め替え	24,000	4000円×6本
お茶、コーヒー	8,000	2000円×4箱
計	57,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

秋祭り

75,000

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
お茶、ジュース	10,000	2000円×5箱
子供たちのお菓子袋	15,000	500円×30人分
計	25,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
ハッピークリーニング代	15,000	500円×30枚
計	15,000	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
ハンドマイク付き拡声器	10,000	
トランシーバ4台セット	25,000	
計	35,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

町内清掃活動

29,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

もちつき大会」

50,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
もち米	15,000	600円/キロ×25キロ
フードバック、バック用袋他一式	5,000	
飲み物	6,000	2000円/箱×3箱
トン汁材料一式	18,000	肉類。野菜類、調味料
計	44,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
ガスコンロ借用	5,000	コンロ、ボンベ1式2000円×3セット
計	6,000	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

敬老活動

109,000

月

内 容	金 額	積 算
敬老会出し物へのお礼	60,000	20000円×3組
計	60,000	

[illegible]

内 容	金 額	積 算
敬老会準備時の飲み物	6,000	2000円/箱×3箱
案内状の印刷	1,000	
計	7,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
折りたたみ机	24,000	8000円×3台
折りたたみ椅子	18,000	3000円×6脚
計	42,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

富岡南地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、富岡南地区まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を樋守地区集会所（笠岡市横島156-2）に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げる活動を行うことにより、地域力を高め、住みよい富岡南地区の活性化を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に居住する人の生きがいつくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、富岡南地区に居住する住民および各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以内
 - (2) 代議員 40人以内
 - (3) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

第7条 代議員は、各地区及び地域の各種団体から選出する。

- 2 理事及び監事は、代議員の中から選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の中から選任する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会に出席し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 代議員は代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。再任については最大3期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、会長の許可を得て、閲覧することができる。

(理事会議)

第21条 理事は、理事会議に出席し、本会の運営について協議する。

(部会)

第22条 総会及び理事会で決議された事項を実施するため、部会を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年3月18日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。